

令和 2 年 6 月 25 日
武蔵野市新型コロナウイルス感染症対策本部
市民部 市民活動推進課

文化施設の使用制限について（報告）

文化施設は、令和 2 年 6 月 8 日の施設貸出の再開以降、ステップに関わらず、「大声での発生を伴う活動や演劇、管楽器、ダンスの練習等を目的とした利用は制限」としている。

6 月 12 日以降、ステップ 3 に移行し、本番（ホール）利用の申請が見られ始めるため、ホール利用に関しての条件を、練習利用と区別し、市のガイドラインに明示する。

【現行】

大声での発生を伴う合唱や演劇、管楽器、ダンスの練習等を目的とした利用は制限

【変更後】

練習室・音楽室・けいこ場等においては、飛沫感染の恐れのある活動、人との接触を伴う活動を目的とした、複数人数での利用は制限する。

劇場・ホール等（入場料の徴収が可能な施設）においては、舞台上の出演者同士が十分な間隔（原則 2 メートル）をとることが困難な活動は制限する。また、利用にあたっては、公演形態に合わせ、業種別ガイドライン等で求められている感染予防対策を講じることを条件とする（ガイドライン等が未作成・作成中の活動については、慎重に対応するものとする）。